

氏名(本籍)	はまぐちせいじ 浜口誠至(三重県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第5966号
学位授与年月日	平成24年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	在京大名細川京兆家と幕府儀礼の政治史的研究

主査	筑波大学教授	博士(文学)	山本隆志
副査	筑波大学教授	博士(文学)	浪川健治
副査	筑波大学教授	博士(文学)	徳丸亜木
副査	筑波大学准教授	博士(文学)	近本謙介

論文の内容の要旨

本研究は、戦国期幕府政治史を武力的下剋上の歴史ではなく、戦国期でも盛んに実施される幕府臨時儀礼が將軍と有力大名で共同運営される政治的行為であり、細川京兆家に主導されて行く過程として解明したものである。そして細川京兆家などの幕政参加の有力大名を「在京大名」と概念化し、細川京兆家の政治的力量を表現する文書として京兆家奉行人奉書を考察している。全体は序章・終章と本論3章で構成されている。

「序章」では戦国期幕府研究の問題点を整理し、本研究の問題視角を提示している。まず今谷明説の特徴とそれへの批判を整理して、戦国期幕府研究が將軍権力研究、細川家研究、大内氏・六角氏などの有力大名研究に分散していて、幕府政治全体の考察となっていないことを指摘する。そのうえで、幕府政治の場として、戦国期でも頻繁に開催されている幕府臨時儀礼を措定し、その執政の具体的解明が幕府政治史の考察になることを主張する。そして、応仁の乱以後も在京し幕政参加する細川京兆家の役割に注目すべきことを指摘し、その発給文書の効力に注目する。考察時期は明応政変(1493年)以後の16世紀前半とし、幕政参加の有力大名を「在京大名」と仮称する、と述べる。

「第一章 戦国期の幕府儀礼と細川京兆家」では幕府儀礼としての猿樂興行・大名邸御成・將軍家元服を取り上げ、儀礼としても実態を復元しつつ、その挙行・運営形態から政治関係を論じる。まず猿樂興行に関しては、明応2年6月～天文17年7月の127例の武家主催猿樂(猿樂能)の挙行形態を分析し、その興行場所は多くが將軍御所であり主催者(申沙汰)は在京大名であること、しかも細川京兆家であることを指摘する。文亀3年・4年には定期的開催が図られたが、これは將軍義澄が細川高国との関係修復をねらったものである。また永正8年8月の船岡山合戦は義澄派を義植派が破ったが、その功績のあった大内義興は細川高国と共同して猿樂を主催し、直後には畠山義元が植長と共同して主催した。これは義植派大名が軍事的勝利を儀礼の場で確認するものであった。猿樂は人気が高く、客人や見物衆への政治的宣伝になっていたことを史料から指摘する。次に大名邸御成については、義尚・義晴の側近であった大館常興の將軍御成故実書『諸大名衆御成被申入記』から將軍の大名邸への御成儀式を復元し、さらに明応2～天文18年の現存する御成別記五本の史料的性格を吟味するとともに、客側(將軍側近)と亭主側(在京大名・幕臣下)が双方で継続せんとする意欲を持った儀式であると指摘する。その上で將軍の明応4年11月～天文15年12月の32例が

分析・考察される。御成を受けるのは在京大名がほとんどであり、とくに細川京兆家が多い。また六角氏など、在国大名は上洛時に京宿所に御成を受けている。また将軍とともに客として訪れるのは在京大名・將軍直臣・公家であり、亭主側との親密性がうかがわれる。こうした將軍御成にかかる莫大な費用は主催者の負担であったが、同時に主催者は京都での評判を獲得した。それだけに政治的背景とともに実施されたが、そのことは足利義植が將軍に復歸した直後の永正5年8月の畠山尚順宿所御成、船岡山合戦後の細川高国邸・畠山義元邸御成、大永3年12月の浦上村宗邸御成に認められる。とくに浦上邸御成は赤松家主流派から離脱して上洛した浦上村宗の政治的保証を図るため細川高国が主催したものであった。將軍元服については、古記録の記事から儀礼構造を復元し、その主な構成要素が成人儀礼と饗宴であることを指摘し、加冠役となる管領の重要性に注目する。その上で義澄・義晴・義輝の元服儀礼の具体的経緯が検討されるが、義晴の場合には細川高国が名字選定を主導するなど元服儀礼全体が高国によって進められた。総じて戦国期の幕府儀礼が將軍と有力大名（在京大名）によって主催され、その政治的力関係の反映する場であったこと、細川京兆家が主導的位置にあったと考察している。

「第二章 細川京兆家奉行人奉書による幕政の補完と代行」は、この時期の細川京兆家発給文書の主要な位置を占める奉行人奉書を古文書学的に吟味し、その政治的効力を考察する。細川政元家奉行人奉書101通、同高国家奉行人奉書123通、同晴元家奉行人奉書300通を蒐集し、分類・考察して、次の点を指摘する。①細川京兆家奉行人奉書は管領代奉書（今谷説）と規定することはできない、②細川京兆家奉行人奉書は様式・発給範囲・宛所・内容の点から、幕府奉行人奉書との同一案件に対するものが多いが、細川京兆家奉行人奉書は強制執行力を持つところに独自性がある、③細川京兆家奉行人奉書は受給者からの要請・働きかけを受けて発給される。次に細川京兆家奉行人奉書が有する強制執行力・問題解決力について、文書の宛所に細川家内衆・被官が表れることを指摘し、現地で妨害している内衆・被官を文書受給者（受益者）が押さえる効力があると述べる。その上で、奉行人奉書を発給する細川京兆家には三問三答の訴訟審理と裁許を行う政治機構が存在し、奉行衆が担っていたことが指摘される。こうした細川京兆家奉行人奉書は、管領の立場に出発するものの、幕府とは関係なく、独自に寺社・公家衆からの訴訟を受け現地に強制執行をせまるところまで拡大した。これは文書受給者（受益者）の要請に応えられなくなった將軍権力に代わって、細川京兆家が制度的枠を越えて権力行使したものであった。

「第三章 義植後期・義晴前期の幕府政治と細川高国」は在京大名細川高国の幕府内での政治力を考察している。將軍義植後期の幕政は細川高国・大内義興が主導するもので、義植は甲賀出奔（1513年）で抵抗したが、淡路出奔（1521年）では賛同者が少なく、没落した。高国はその後継將軍に義晴を擁立し、1524・25年に將軍御所を造営した。この造営過程について、義晴側近の記した「御作事方日記」の史料批判と詳細な分析により復元した。作事の提案、御所候補地、費用調達方式、作事奉行人事、惣奉行人事、普請始日次決定などが、1524年1月～翌年4月の期間に、幕府内で調整されてゆくことを復元した。そのなかで発議が細川高国であること、いったん決められた候補地が高国邸近辺に変更されていること、費用調達のうち棟別銭は高国家が担当することなどから、この造営が將軍義晴の制度的命令ながら実際面では高国主導で推進されていることを明らかにした。また造営に関わる実務は將軍側近と細川京兆家奉行人との緊密な交信で調整された。この將軍御所造営は費用を朝倉孝景・武田元光・六角高頼などの在国大名にも負担させ、在国大名をも幕政に参加させるものであったが、細川高国の主導性で実現した。

「終章」は、細川京兆家当主の細川高国が在京大名として果たしてきた政治的役割を総括している。高国家権力の特徴としては、①大内義興らの在京大名や大館常興らの幕臣と連携して幕政を担い、政治力を形成している、②細川京兆家奉行人奉書で幕政を補完・代行して、段銭賦課・免除などで幕府財政を支えた、③とくに幕府儀礼を主導して、臨時儀礼を頻繁に開催したが、船岡山合戦後の猿樂興行・大名邸御成のように政治的画期に対応していた、という3点を挙げている。次ぎに高国家権力確立の画期としては、義澄から義

種への将軍交替となった船岡山合戦（1511年）後の大内義興・畠山義元などのと連携による幕政運営と、赤松家臣浦上村宗と連携した義晴将軍擁立（1521年）後の幕政主導を、指摘している。こうした細川京兆家高国権力は、幕府の管領から出発するものであるが、その権力行使の事実過程は管領の制度から踏み出したものであり、在京大名と規定するのが相応しい、と主張する。

審査の結果の要旨

本研究は、戦国期の細川惣領家（京兆家）の政治的存在形態を、幕府儀礼を主催する存在としてとらえ、その政治力の基礎に細川京兆家奉行人奉書を位置づけたところに、研究史上の独自性がある。またこうすることで、武力抗争を主軸とする戦国史研究を根本から批判しようとする志も高いものがある。

具体的成果としては、戦国期には形骸化すると考えられてきた幕府儀礼が、臨時儀礼という形であるが、恒常的に営まれており、それが将軍・幕臣・有力大名の力関係を反映しながら主催・運営されたことを、一次史料を博搜して明らかにしたことである。戦国期畿内政治史は幕府儀礼が一つの構成要素として展開したこととなり、従来の幕府政治史研究は反省を迫られることとなった。また細川京兆家奉行人奉書の文書としての性格を明らかにし、戦国期におけるその役割を考察して、管領制度に出发しながら踏み出す効力を持ったものであることを、豊富な実例から究明した。この点も戦国期の政治文書がどの方向に展開するかを検討する視座を提供したものであり、他の戦国大名発給文書展開との比較検討の可能性を切り開いた。さらに細川京兆家・高国を「在京大名」と概念化して提案したのも、将軍権力研究と畿内有力大名研究が分散化している研究状況では、意味をもつと期待される。もう一つ評価されるべきは、典拠史料に日記などの古記録を多く用いているが、可能な限り原本や写真帳にあたり、全体の史料性格を踏まえて考察している。このことは細川家奉行人奉書蒐集でも見られるが、史料の扱い方の面でも、高い水準にある。

だが課題もある。戦国期幕府儀礼が政治の場であったことは究明されたが、儀礼と政治の関係の理論的考察が少ない。その政治グループのなかでは礼節をともなった文書交換があったと思われるが、その文書がどのような様式・形態なのか、究明が求められる。また細川京兆家権力のあり方を奉行人発給文書に求めるのは研究史の現状からは妥当であるが、細川京兆家当主発給文書全体のなかには当主発給直状文書もある。細川京兆家当主発給文書全体の考察が要望される。

ただこうした課題は、本研究が開拓した新しい研究段階で生まれるものであり、本研究は戦国期政治史研究の前進に寄与するものである。

平成24年1月11日、人文社会科学研究所科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。